

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成31年4月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(六角川下流定期縦横断測量)
- 2 終了年月日 平成30年11月30日
- 3 作業地域 佐賀市、小城市並びに杵島郡大町町、江北町及び白石町